

## 能登半島地震に関し、法テラス支援特例法の制定等による 法的支援の継続を求める会長談話

元日に発災した令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」といいます。）からはや1年が経過しようとしています。被災地では、復旧・復興に向けた関係各位の懸命な活動が続いています。

能登半島地震については、令和6年1月11日に、政令により、総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する非常災害に指定され、日本司法支援センター（以下「法テラス」といいます。）における被災者法律相談援助制度の適用対象となりました。この制度は、政令で非常災害と指定された災害について、発災後最長で1年間、被災地域に住所、居所、営業所又は事務所（以下「住所等」といいます。）を有していた方に対し、資力を問わずに法テラスにおける無料相談を実施する制度です。

能登半島地震が被災者法律相談援助制度の適用対象となったことで、被災地では、法テラスの事務所における相談に加えて、事務所へのアクセスが困難な地域には移動相談車両（法テラス号）を派遣するなどの対応が取られています。被災者法律相談援助制度は、能登半島地震の被災者の法律相談ニーズに応えるうえで重要な役割を果たしています。

ただし、先に述べたとおり、被災者法律相談援助制度は、発災後最長1年間という期間が定められており、能登半島地震についても令和6年12月31日までとされています。能登半島地震の被災地では、依然として多くの被災者が避難を余儀なくされており、公費解体も十分には進んでいないなど、生活再建の入口にすら立っていない被災者の方も大勢います。被災者支援制度の基礎となる罹災証明書についての相談、災害関連死の申請に関する相談や対応、各種の支援金の申請、地震に起因する紛争の解決、自然災害債務整理ガイドラインに基づく債務整理を含む債務の処理など、今後も多数の法律相談や紛争処理のニーズが生じることが容易に想像できます。

さらに、能登半島では、令和6年9月に豪雨災害が発生し、能登半島地震の被災者が復興途上で再び被災するという事態も生じており、被災者に対する法的支援の必要性は一層高まっています。

このような状況であるにもかかわらず、被災者法律相談援助制度が1年間で終了してしまうのであれば、被災者に対する法的支援としては極めて不十分です。

そこで、当会としては、国に対して、今後の被災者支援に当たり、以下の点についての対応を求めます。

- 1 国は、能登半島地震について、東日本大震災における対応と同様、被災地に住所等を有していた者であれば資力を問わず法テラスにおける法律相談援助、代理援助等を受けられること、裁判所の手続のほかにADRなどについても代理援助・書類作成援助の対象とすること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されることなどを含む法テラスの業務に関する特例法を制定すること。
  
- 2 国は、現在1年以内とされている総合法律支援法第30条第1項第4号における政令による指定期間を柔軟に延長することが可能な法改正をし、令和7年1月1日以降も法テラスにおける能登半島地震の被災者に対する資力を問わない無料法律相談の実施を可能とすること。

2024年（令和6年）12月26日

長崎県弁護士会

会 長 中 村 尚 志